

諸外国が実施・提案中の税制措置 (1) (未定稿)

アメリカ

1. 米国再生・再投資法(2009年2月成立)(10年間で2,880億ドルの減収)

景気対策のため、主に2009-10年の時限措置として減税を実施。

- ・ 低・中所得者向け定額型減税等(2年間で1,560億ドルの減収)
- ・ 代替ミニマム税の軽減措置の1年延長(1年間で700億ドルの減収)
- ・ クリーン・エネルギーへの投資促進(10年間で200億ドルの減収) 等

2. 大統領予算教書(2009年2月発表)

(1) 減税提案(10年間で9,400億ドルの減収)

- ・ 低・中所得者向け定額型減税等を継続(2011年以降で7,700億ドルの減収) ←
 - ・ 企業向け減税(10年間で1,490億ドルの減収) 等
- 大宗を減税に充当

(2) 歳入増のための提案(10年間で1兆6,360億ドルの増収)

- ・ 高所得者の所得税増税(2011年以降で6,370億ドルの増収)
- ・ 国際課税の強化等(2011年以降で3,540億ドルの増収)
- ・ 二酸化炭素排出枠の売却収入(2012年以降で6,460億ドルの増収)

(3) ヘルスケア改革の財源確保

ヘルスケア改革に最低限必要な財源(6,340億ドル)を確保するため、

- ① ヘルスケアの効率改善(10年間で3,160億ドルの歳出節減)
- ② 高所得者の所得税増税(2011年以降で3,180億ドルの増収)

を提案。

税制関連では、
全体の累計で
520億ドルの
ネット増税。

(さらに、CO₂
排出枠の売却
により、6,460億
ドルの増収措
置。)

諸外国が実施・提案中の税制措置 (2) (未定稿)

イギリス

1. プレ・バジェット・レポート(2008年11月発表)

- ・ 付加価値税を2009年末まで時限的に引き下げ(17.5%→15%)(13ヶ月間で124億ポンドの減収)
- ・ 所得税の課税最低限の引上げ 等

2. バジェット・レポート(2009年4月発表)

- ・ 特別償却制度の拡充(2009年度のための措置)(1年間で16億ポンドの減収)
- ・ 炭化水素油税の引上げ
- ・ 高所得者の所得税増税(2010年度からの措置) 等

(参考) 景気回復後の財政再建を目的として、2010年度以降に所得税増税や国民保険料率の引上げ等を実施予定。

フランス

1. 経済対策(2008年12月発表)

- ・ 減価償却制度の見直し(定率法の償却率の引上げ)(2009年末までの時限措置) 等

2. 雇用・家計支援策(2009年2月発表)

- ・ 低・中所得者向け所得税減税(2009年のみの措置)(1年間で11億ユーロの減収)

ドイツ

1. 経済対策(2008年11月発表)

- ・ 一定の環境基準を満たす新車に対し自動車税を最大2年間免除する等の措置
- ・ 減価償却制度の見直し(定率法の復活)(2010年末までの時限措置) 等

2. 追加経済対策(2009年1月発表)

- ・ 所得税の基礎控除の引上げ、最低税率の引下げ(15%→14%) 等

(参考) 財政規律の強化を目的として、構造的な財政赤字を抑制する条項を憲法に盛り込むことが提案されている。

主要国における財政運営目標

(平成21年4月時点)

国名	財政運営目標
米国 	1期目の任期終了(2013年1月)までに、前政権から引き継いだ財政赤字(約1.3兆ドル)を半減。
英国 	2010年度以降、経常的収支(景気循環調整後)を改善させ、2017年度に均衡。
フランス 	2012年度までに、財政収支対GDP比▲2.9%。
ドイツ 	連邦政府の構造的財政収支対GDP比▲0.35%以内の制限を予定。 (憲法を改正する予定。)

(参考)

EU 	財政収支対GDP比▲3%以内。 債務残高対GDP比60%以下。
---	------------------------------------